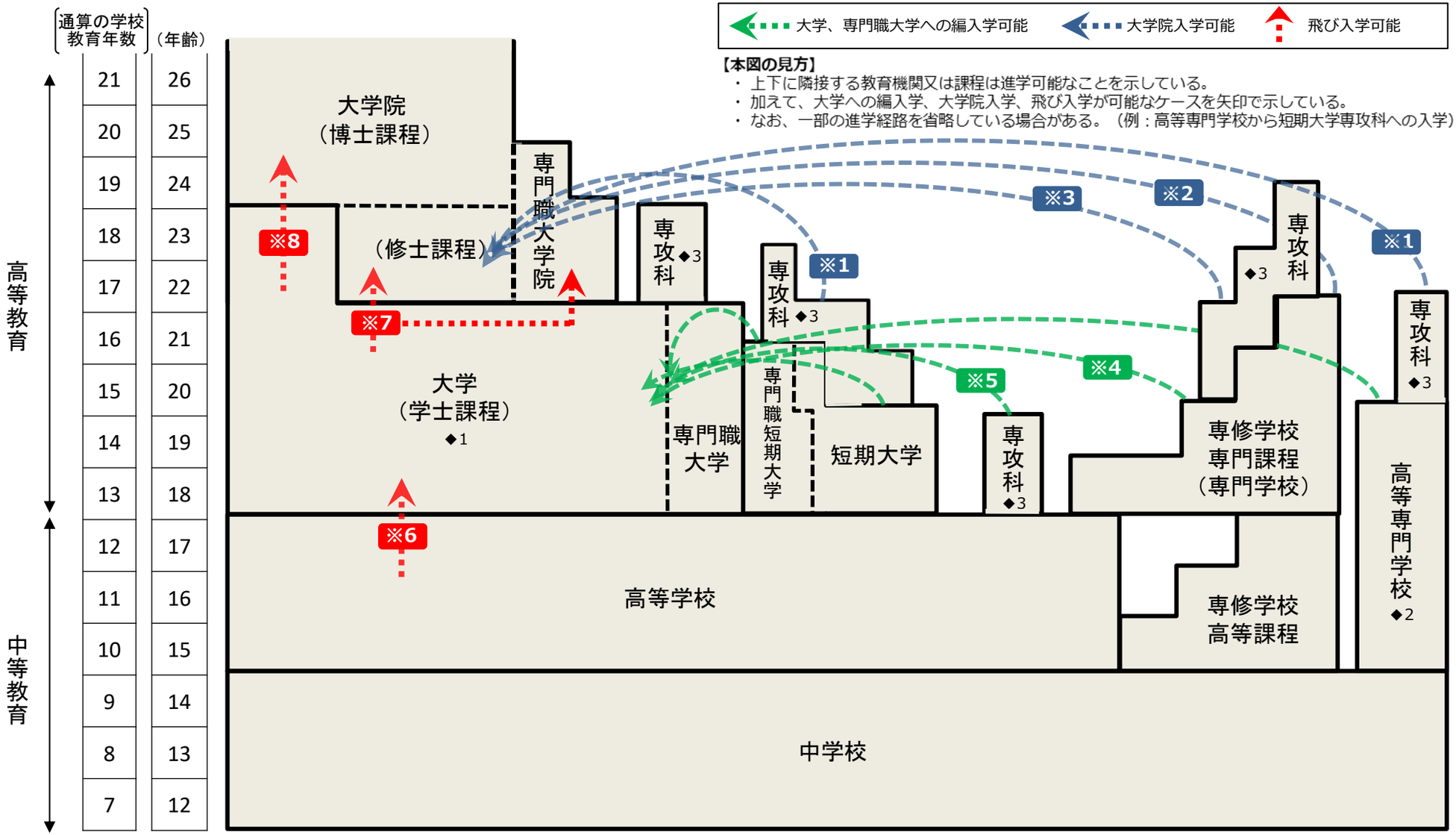

【本図の見方】
- 上下に隣接する教育機関又は課程は進学可能なことを示している。
- 加えて、大学への編入学、大学院入学、飛び入学が可能なケースを矢印で示している。
- なお、一部の進学経路を省略している場合がある。（例：高等専門学校から短期大学専攻科への入学）

【入学資格に関する注記（※）】

※１　大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
※２　指定された専修学校の専門課程を修了した者
※３　指定された専門課程適格専攻科を修了した者
※４　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上、総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者または特定専門課程を修了した者
※５　修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者
※６　高等学校に2年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、大学が定める分野で特に優れた資質を有する者
※７　大学に3年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得した者
※８　医学・歯学・薬学・獣医学の博士課程への飛び入学については、大学の医学・歯学・一部の薬学・獣医学の課程に4年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得した者

【修業年限に関する注記（◆）】

◆１　医学・歯学・獣医学・薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）は修業年限６年
◆２　商船に関する学科は修業年限５年６か月
◆３　専攻科の修業年限は1年以上

【編入学について】

大学(学士課程)、専門職大学への編入学においては、必ずしも３年次への編入とは限らない

H30.5.11中央教育審議会大学分科会将来構想部会（第17回）資料1-1を一部編集